

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	都城市 児童手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都城市は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

都城市長

公表日

令和5年8月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務																	
①事務の名称	児童手当に関する事務																
②事務の概要	<p>都城市では、児童手当法に基づき、市内に居住する中学校を卒業する前の児童を養育する親からの申請を受け付け、受給者台帳に登録し、児童手当の支給に関する事務を行う。所得の状況に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判断し、手当を支給する。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①児童を養育する親等からの認定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ②受給者から額改定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ③転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け、受給資格を消滅 ④児童手当を受給者の口座へ振り込み(年3回(2月、6月、10月)に分けて、4ヶ月ずつ支給) ⑤年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録し、当年度の所得に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判定 ⑥一定期間、現況届の提出がない場合、支払を差し止めし受給者へ通知 ⑦児童手当の年齢到達(中学校卒業)に伴い、受給資格消滅又は額改定を行い受給者へ通知 <p>【リスク対策の実施状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定個人情報ファイルの取扱いログを定期的に確認する 2 情報は全て施錠管理できる場所に保管する。 3 保存期限を経過した情報は、復元できない手段で削除又は廃棄する。 4 使用権限を明確にし、パスワードを随時変更して不正アクセスを防止する。 <p>【特定個人情報の取り扱い状況】</p> <table border="0"> <tr> <td>① 特定個人情報の入手</td> <td>【 有 】</td> </tr> <tr> <td>② 特定個人情報の使用</td> <td>【 有 】</td> </tr> <tr> <td>③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</td> <td>【 無 】</td> </tr> <tr> <td>④ 特定個人情報の提供・移転</td> <td>【 有 】</td> </tr> <tr> <td>⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続</td> <td>【 有 】</td> </tr> <tr> <td>⑥ 特定個人情報の保管・消去</td> <td>【 有 】</td> </tr> <tr> <td>⑦ 監査</td> <td>【 有 】</td> </tr> <tr> <td>⑧ 従業者に対する教育・啓発</td> <td>【 有 】</td> </tr> </table>	① 特定個人情報の入手	【 有 】	② 特定個人情報の使用	【 有 】	③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【 無 】	④ 特定個人情報の提供・移転	【 有 】	⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続	【 有 】	⑥ 特定個人情報の保管・消去	【 有 】	⑦ 監査	【 有 】	⑧ 従業者に対する教育・啓発	【 有 】
① 特定個人情報の入手	【 有 】																
② 特定個人情報の使用	【 有 】																
③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【 無 】																
④ 特定個人情報の提供・移転	【 有 】																
⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続	【 有 】																
⑥ 特定個人情報の保管・消去	【 有 】																
⑦ 監査	【 有 】																
⑧ 従業者に対する教育・啓発	【 有 】																
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> ①Acrocity児童手当 ②MICJET番号連携サーバ ③中間サーバ 																
2. 特定個人情報ファイル名																	
児童手当台帳ファイル																	
3. 個人番号の利用																	
法令上の根拠	番号法第9条、別表第一項番56及び101																
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携																	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>																
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)26、30、87の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)74、75、121の項</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項)</p>																
5. 評価実施機関における担当部署																	
①部署	こども部 こども政策課																
②所属長の役職名	課長																
6. 他の評価実施機関																	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求																	
請求先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117																
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ																	
連絡先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117																

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>[1万人以上10万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点

2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月8日	①事務の名称	児童手当支給事務			
平成27年5月8日	②事務の概要	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。支給対象者：中学校卒業までの児童を養育している者	<p>都城市では、児童手当法に基づき、市内に居住する中学校を卒業する前の児童を養育する親からの申請を受け付け、受給者台帳に登録し、児童手当の支給に関する事務を行う。所得の状況に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判断し、手当を支給する。具体的には、①児童を養育する親等からの認定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知</p> <p>②受給者から額改定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知</p> <p>③転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け、受給資格を消滅</p> <p>④児童手当を受給者の口座へ振り込み（年3回（2月、6月、10月）に分けて、4ヶ月ずつ支給）</p> <p>⑤年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録し、当年度の所得に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判定</p> <p>⑥一定期間、現況届の提出がない場合、支払を差し止めし受給者へ通知</p> <p>⑦児童手当の年齢到達（中学校卒業）に伴い、受給資格消滅又は額改定を行い受給者へ通知</p>		
平成27年5月8日	③システムの名称	Acrocity	<p>①Acrocity児童手当</p> <p>②MICJET番号連携サーバ</p> <p>③中間サーバ</p>		
平成27年7月14日	②法令上の根拠	番号法19条第7号、同法別表第2第74および75号	<p>番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）26、30、87の項（別表第二における情報照会の根拠）74、75の項</p>		
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	こども課長 朝倉 信子	こども課長 内田 由紀美	事後	事前の提出・公表ができないため
平成31年4月1日	1. 特定個人情報を取扱う事務		<p>【リスク対策の実施状況】</p> <p>【特定個人情報の取り扱い状況】</p>	事前	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	こども課長 内田 由紀美	課長	事前	

